

# 平成31(令和元年)年度 秋田県立新屋高等学校同窓会

## 総 会

日時:令和元年6月22日(土)15～16時  
場所:新屋高校会議室

### 次 第

- ・開会の挨拶
- ・会長挨拶
- ・学校長挨拶
- ・議事
- ・その他
- ・支部長挨拶
- ・閉会の挨拶

■議事

●第1号議案

【平成30年度事業報告及び収支決算、監査報告】

1. 事業報告

平成30年度事業報告一覧表

No.	月	日	行事	場所	備考
1	4	8	入学式	新屋高校	
2	4	19	学校後援会理事会	新屋高校	
3	4	26	学校後援会総会	新屋高校	
4	5	1	役員会	会長勤務先会議室	
5	5	27	常任理事会	新屋高校	
6	6	23	総会	秋田市中央市民サービスセンター	
7	6	23	懇親会	大町 ハッピードリーム	
8	7		総体寄付授与式	新屋高校	
9	11	17	関東・東京支部総会懇親会	東京都渋谷区	
10	2	28	入会式	新屋高校	
11	3	1	卒業式	新屋高校	
11	3	25	新屋高校 送別会	秋田ビューホテル	

(1) 会員相互の親睦

本部総会後の懇親会で、小園教頭先生、平野先生(総務主任)交え、同窓生との情報交換をおこなえました。また11月には、森屋会長、佐々木副会長が関東・東京支部総会懇親会に参加し、関東近郊在住の同窓生との懇談、情報収集をおこなった。

(2) 学校(部活動)支援の強化について

7月に全国規模の大会出場する部、個人に対して活動寄付金の授与

(3) 支部との連携

本部、支部の活動に際し、常に情報交換をおこなっている。

(4) 同窓会名簿の作成

紙媒体での作成は無し。今春卒業の同窓生については、データベースに追加。

2. 収支決算 ※別紙

3. 監査報告 ※別紙

# 平成30年度 同窓会一般会計決算書

秋田県立新屋高等学校

収入総額 1,366,459 円  
 支出総額 384,112 円  
 差引残額 982,347 円 (次年度繰越金)

## 収入の部

(単位:円)

科 目		予算額	決算額	比 較		摘 要
款	項			増	減	
繰越金		844,453	844,453			
	前年度繰越金	844,453	844,453			前年度からの繰越金
入会金		522,000	522,000			
	入会金	522,000	522,000			3,000円×174名
会費		0	0			
	会費	0	0			
賛助金		10,000	0		10,000	
	賛助金	10,000	0		10,000	
雑入		10	6		4	
	雑収入	10	6		4	預金利息
合 計		1,376,463	1,366,459		10,004	

## 支出の部

科 目		予算額	決算額	比 較		摘 要
款	項			増	減	
総務費		676,463	384,112		292,351	
	支部活動費	516,463	254,612		261,851	総会案内用はがき、 総会出席旅費 ほか
	卒業記念品費	160,000	129,500		30,500	印鑑セット
予備費		700,000	0		700,000	
	予備費	700,000	0		700,000	
合 計		1,376,463	384,112		992,351	

# 平成30年度 同窓会特別会計決算書

秋田県立新屋高等学校

収入総額 100,820 円  
 支出総額 10,324 円  
 差引残額 90,496 円 (次年度繰越金)

## 収入の部

(単位:円)

科 目		予算額	決算額	比 較		摘 要
款	項			増	減	
繰越金		75,820	75,820			
	前年度繰越金	75,820	75,820			前年度からの繰越金
会 費		30,000	25,000		5,000	
	会 費	30,000	25,000		5,000	13名分
雑 入		1,000	0		1,000	
	雑 収 入	1,000	0		1,000	預金利息
合 計		106,820	100,820		6,000	

## 支出の部

科 目		予算額	決算額	比 較		摘 要
款	項			増	減	
総 務 費		96,820	10,324		86,496	
	支部活動費	96,820	10,324		86,496	秋田市高校同窓会長協議会年会費
予 備 費		10,000	0		10,000	
	予 備 費	10,000	0		10,000	
合 計		106,820	10,324		96,496	

●第2号議案

【平成31(令和元)年度活動予定(案)】

No.	月	日	行事	場所	備考
1	4	5	新屋高校新任者歓迎会	ルポールみずほ(山王)	
2	4	8	入学式	新屋高校	
3	4	19	学校後援会理事会	パークホテル	
4	4	26	学校後援会総会	新屋高校	
5	5	4	役員会	秋田市中央市民サービスセンター	
6	6	2	常任理事会	秋田市中央市民サービスセンター	
7	6	22	総会	新屋高校	
8	6	22	懇親会	イヤタカ	
9	7		総体寄付授与式	新屋高校	
10	11	23	関東・東京支部総会懇親会	東京都渋谷区	
11	2	29	入会式	新屋高校	
12	3	1	卒業式	新屋高校	
13	3		新屋高校 送別会	未定	

●第3号議案

【平成31(令和元)年度予算(案)】 ※別紙

# 平成31年度 同窓会一般会計予算書(案)

秋田県立新屋高等学校

収入総額 1,505,500 円  
 支出総額 1,505,500 円  
 差引残額 0 円

## 収入の部

(単位:円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		摘 要
款	項			増	減	
繰越金		982,347	844,453	137,894		
	前年度繰越金	982,347	844,453	137,894		前年度からの繰越金
入会金		513,000	522,000		9,000	
	入会金	513,000	522,000		9,000	3,000円×171名
会費		0	0			
	会費	0	0			
賛助金		10,000	10,000			
	賛助金	10,000	10,000			
雑入		153	10	143		
	雑収入	153	10	143		預金利息
合 計		1,505,500	1,376,463	129,037		

## 支出の部

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		摘 要
款	項			増	減	
総務費		905,500	676,463	229,037		
	支部活動費	545,500	516,463	29,037		総会案内用はがき、 総会出席旅費、助成金 ほか
	卒業記念品費	160,000	160,000			卒業記念品
	積立金	200,000	0	200,000		周年行事積立
予備費		600,000	700,000		100,000	
	予備費	600,000	700,000		100,000	
合 計		1,505,500	1,376,463	129,037		

# 平成31年度 同窓会特別会計予算書(案)

秋田県立新屋高等学校

収入総額 121,000 円

支出総額 121,000 円

差引残額 0 円

## 収入の部

(単位:円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		摘 要
款	項			増	減	
繰越金		90,496	75,820	14,676		
	前年度繰越金	90,496	75,820	14,676		前年度からの繰越金
会 費		30,000	30,000			
	会 費	30,000	30,000			
雑 入		504	1,000		496	
	雑 収 入	504	1,000		496	預金利息
合 計		121,000	106,820	14,180		

## 支出の部

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		摘 要
款	項			増	減	
総務費		111,000	96,820	14,180		
	支部活動費	111,000	96,820	14,180		
予備費		10,000	10,000			
	予備費	10,000	10,000			
合 計		121,000	106,820	14,180		

●第4号議案

【役員改選】

会則第6条、会長1名、副会長若干名、会計1名、会計監査2名。

任期:令和元年6月22日～令和3年6月の総会まで。

役員(案)

役職	氏名	卒業期
会長	森屋 淳	3期
副会長	花田 正樹	1期
副会長	鈴木 美郁	2期
副会長	宮野内 拓也	16期
副会長	佐々木 雄太	17期
会計	花田 正樹(兼務)	1期
会計監査	田口 竜也	9期
会計監査	木内 崇	17期



# ●第5号議案【会則改正】

新	旧
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
<p><b>第1条 (名称)</b> この会は「秋田県立新屋高等学校同窓会」と称し、愛称を「新屋高校百三段 (ももさだ) 会」とする。事務局を秋田県立新屋高等学校 (母校) 内に置く。</p> <p><b>第4条 (事業)</b> この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。 (1) 母校の発展に関すること。 (2) 表彰・慶弔に関すること。 (3) 会員名簿の作成に関すること。 (4) その他本会の目的達成に関すること。</p>	<p><b>第1条</b> この会は秋田県立新屋高等学校同窓会と称し、事務局を母校内に置く。</p> <p><b>第4条</b> この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。 1. 母校の発展に関すること。 2. 表彰・慶弔に関すること。 3. 会員名簿の作成に関すること。 4. 会報の刊行に関すること。→【刊行が不定期なため削除】 5. その他本会の目的達成に関すること。</p>
<b>第2章 組織 →【名称変更】</b>	<b>第2章 役員</b>
<p><b>第5条 (組織) →【追加】</b> 本会は、顧問・役員・常任理事・理事で構成される。</p> <p><b>第6条 (役員)</b> この会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 若干名 →【同窓生増加による対応として役員強化】 会計 1名 会計監査 2名</p> <p><b>第7条 (常任理事及び理事) →【追加】</b> 本会の常任理事は、卒業時にその期から2名選任 (2期より以前は会長が選任し委嘱した者)、理事は、卒業時に1名以上で、クラス代表や部活動代表で構成する。</p> <p><b>第8条 (顧問)</b> 本会は顧問をおくことができる。</p> <p><b>第9条 (役員・理事・顧問の選任) →【内容の精査】</b> (1) 会長・副会長・会計・会計監査は総会で正会員の中から選出する。 (2) 常任理事は同窓会入会時に会長が委嘱するが、以後必要に応じて理事の中から会長が新たに選任・委嘱できるものとする。 (3) 理事は同窓会入会時に母校教員により選任され、常任理事会で承認を得る。 (4) 顧問は本会に功労のあったものを会長が推挙する。 (5) 母校の教頭、事務長、同窓会担当者は理事となる。</p> <p><b>第10条 (役員と理事の職務) →【内容の精査】</b> (1) 会長：会務を統括し、この会を代表する。 (2) 副会長：会長を補佐し会長に支障があるときはこれを代行する。 (3) 会計：本会の会計全般を処理、統括する。(母校事務長と連携する) (4) 会計監査：本会の財務を監査し、総会に報告する。 (5) 常任理事：代表理事として本会の企画運営にあたり、執行を決定する。 (6) 理事：クラス、部活動単位で同窓生の動向を把握する。</p> <p><b>第11条 (任期) →【内容の精査】</b> (1) 会長・副会長・会計・会計監査の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。 (2) 常任理事・理事・顧問の任期は設けない。ただし、やむを得ない事由等により、会長が認めた場合に任期を満了することができる。</p>	<p><b>第5条</b> この会に次の役員を置く。 1. 会長 1名 2. 副会長 3名 3. 顧問 若干名 →【役員ではないため削除】 4. 会計監査 2名 5. 理事 各クラス 1名、部活動部長経験者他 →【役員ではないため削除】 6. 常任理事 各期 2名程度 →【役員ではないため削除】 7. 会計 2名</p> <p><b>第6条 役員を選任</b> 1. 会長、副会長、会計監査員は総会で会員の中から選出する。 2. 理事は会長が総会の承認を得て、正会員の中から委嘱する。→【第9条へ】 3. 常任理事は同窓会入会時に会長が委嘱するが、以後、必要に応じて会長が新たに選任・委嘱できるものとする。→【第10条へ】 4. 母校の教頭、事務長、同窓会担当者は理事となる。→【第9条へ】 5. 事務局員は、この会の連絡調整及びその他の庶務に関することを処理する。→【別条へ】</p> <p>【第7条】顧問 →【第9条へ】 顧問は母校校長及び本会に功勞のあったものを会長が推挙する。 【第8条】役員役割 →【職務として第10条へ】 会長は会務を統括し、この会を代表する。 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはこれを代行する。 会計監査員はこの会の会計を監査する。 【第9条】役員任期 →【第11条へ】 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。</p>
<b>第3章 会議</b>	<b>第3章 会議</b>
<p><b>第12条 (会議)</b> 本会の会議は、総会及び常任理事会、理事会とする。</p> <p><b>第13条 (総会)</b> 総会は年1回開く。ただし、会長又は常任理事会が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。総会では次の議案を審議し決議及び承認する。 (1) 役員の選出 (2) 本会予算の議決及び決算の承認 (3) 会則の変更 (4) その他必要な事項 議案は出席者の過半数をもって決する。</p> <p><b>第14条 (常任理事会・理事会)</b> 常任理事会や理事会は、会長が招集し次の議案を審議する。 (1) 総会提出議案の案件 (2) 緊急事項の処理 (3) その他必要と認められた事項 会の議案は出席者の過半数をもって決する。</p>	<p><b>第11条 (会議)</b> 本会の会議は、総会及び理事会とする。</p> <p><b>第12条 (総会)</b> 総会は年1回開く。ただし、会長または理事会が必要と認められた時は臨時総会を開くことができる。 2. 総会は次の事項を審議、承認、決議する。 (1) 役員の進出 (2) 本会の予算・決算、事業計画及び報告 (3) 会則の変更 (4) その他必要な事項 3. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。</p> <p><b>第13条 (理事会)</b> 理事会は会長が招集し、次の事項を審議、承認、決議する。 (1) 総会提出案件 (2) 緊急事項の処理 (3) その他必要と認められた事項</p>
<b>第4章 会計</b>	<b>第4章 会計</b>
<p><b>第15条 (経費)</b> この会の経費は、正会員の入会費・年会費及び会員の寄付金とその他収入をこれに充てる。入会費及び年会費の金額は以下を納入する。収支計算書を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。 入会費、年会費等は、本会が指定する方法により納入するものとする。 (1) 入会費は、3,000円とし、正会員 (卒業年次) になるときに納入するものとする。 (2) 年会費は、101,000円とし、年度内に納入するものとする。</p> <p><b>第16条 (会計年度)</b> 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p><b>第14条 (経費)</b> 本会の経費は、正会員の入会費・会費、寄付金とその他収入をもってこれに充てる。 2. 入会費は卒業年次に3,000円納入するものとする。 3. 年会費は1,000円とし、年度内に納入するものとする。</p> <p><b>第15条 (会計年度)</b> 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
<b>第5章 雑則</b>	<b>第5章 雑則</b>
<p><b>第17条 (支部)</b> 本会には支部を設けることができる。支部規定は別に定める。</p> <p><b>第18条 (会則の施行)</b> この会則に定めるもの等必要な事項は常任理事会の議決を経て会長が規約又は細則を別に定める。</p> <p><b>第19条 (会員の変更事項)</b> 会員は、姓、住所等連絡先に変更があれば本会に届けなければならない。</p> <p><b>第20条 (個人情報保護法について)</b> 会員の個人情報は、同窓会個人情報保護に関する規定に定める。</p>	<p><b>第16条 (支部)</b> 本会には支部を設けることができる。支部規定は別に定める。</p> <p><b>第17条 (会則の施行)</b> この会則の施行について必要な事項は、会長が常任理事会の決議を経て、規約又は細則を別に定める。</p>
<b>附則</b>	<b>附則</b>
<p>この会則は、昭和62年3月7日から施行する。 平成元年12月16日一部変更 平成21年10月17日一部変更 平成23年6月25日一部変更 平成25年6月22日一部変更 平成28年8月11日一部変更 令和元年6月22日一部変更</p>	<p>この会則は、昭和62年3月7日から施行する。 平成元年12月16日一部変更 平成21年10月17日一部変更 平成23年6月25日一部変更 平成25年6月22日一部変更 平成28年8月11日一部変更</p>

## ■その他

### 1. 常任理事の委任

9期生：山上暢子、33期生：高橋美優、渡辺和真、3名の委任。

### 2. 個人情報の取り扱いに関する規定について

同窓生の個人情報に関する規定を定める。※別紙

### 3. 助成金申請について

平成24年6月施行。10人以上の同期会・クラス会・OB会等の集まりに対し、1人当たり千円程度(上限5万円)を助成する ※詳細は別紙。

### 4. 年会費(賛助金)振込のお願い

振込先：ゆうちょ銀行(郵便局)口座

口座記号							口座番号(右詰め)					
0	2	2	8	0	-	7	1	1	6	6	5	8

加入者名：「秋田県立新屋高等学校同窓会」

### 5. 会員連絡先の変更届

ホームページ等に「変更届」フォームを設け、会員へ周知を図る。

### 6. 「同窓会マニュアル」について

同窓会の運営マニュアルを作成し、理事や常任理事へ配布します。

### 7. 同窓会連絡先

現状、下記メールアドレスまでとし、役員が対応する。

※今後、連絡体制の強化をしていくため役員会等で検討します。

E-mail: [dousoukai\\_araya@yahoo.co.jp](mailto:dousoukai_araya@yahoo.co.jp)